

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年11月10日
【発行者の名称】	株式会社Y o t t a v i a s (Yottavias Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高岡 悦幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麴町三丁目3番4号
【電話番号】	03-4214-8484
【事務連絡者氏名】	取締役 岡村 和浩
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.nihon-ma.co.jp/ir/">https://www.nihon-ma.co.jp/ir/</a>
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2023年12月13日にTOKYO PRO Market へ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け 売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に 関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定によ り、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社Y o t t a v i a s <a href="https://yottavias.co.jp/">https://yottavias.co.jp/</a> 株式会社 東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の3 4において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期(中間)
決算年月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2023年7月
売上高 (千円)	942,155	762,787	860,670	519,220
経常利益 (千円)	57,289	42,906	39,958	45,241
当期(中間)純利益 (千円)	39,816	29,104	25,092	29,592
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	400	400	400,000	400,000
純資産額 (千円)	111,318	140,390	165,515	195,107
総資産額 (千円)	373,261	455,124	447,298	461,661
1株当たり純資産額 (円)	278.29	350.98	413.79	487.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	99.54	72.76	62.73	73.98
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	29.82	30.85	37.00	42.26
自己資本利益率 (%)	35.77	23.12	16.41	16.41
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	48,083	608	51,545
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	△122,666	57,291	26,641
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	26,348	△26,478	△45,964
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高 (千円)	-	244,491	275,913	308,136
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (名)	12 [9]	12 [15]	9 [9]	9 [7]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
8. 第8期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 2022年8月31日付けで普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益金額を算定しております。
10. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第10期の財務諸表についてOAG監査法人による監査を受けておりますが、第8期及び第9期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第11期(中間)の中間財務諸表についてOAG監査法人による中間監査を受けております。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第10期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。  
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。また、第10期の損益に与える影響もありません。  
なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第8期、第9期について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

## 2 【沿革】

株式会社Daiko Communications・株式会社光通信の合弁会社として2013年10月に当社を設立いたしました。当社の設立以降、現在に至るまでの経緯は、次のとおりです。

年 月	沿 革
2013年10月	ITコンサルティング事業を主な目的として東京都豊島区南池袋に株式会社DH communications(資本金20,000千円、現在の株式会社Yottavias)を設立
2013年10月	株式会社ハローコミュニケーションズと通信サービス等の取次店契約締結
2013年10月	ITコンサルティング事業として大手通信キャリアのインフラサービスの取次を開始
2015年8月	株式会社USEN NETWORKSと移動体通信サービス取次の代理店契約締結
2020年8月	株式会社光通信と合弁契約を解消
2020年10月	7周年に合わせて社名を『株式会社Y o t t a v i a sへ変更
2022年3月	事業拡大に伴い、本社を東京都千代田区麴町に移転
2022年8月	普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割
2023年8月	1単元を100株とする単元株制度を採用

### 3 【事業の内容】

当社は、「すべてのステークホルダーに支持される企業であり続けるために」を経営理念としており、イノベーションの本質を理解するために日々努力し、正しく世の中に価値を提供し、社会課題解決に貢献することを信条としております。

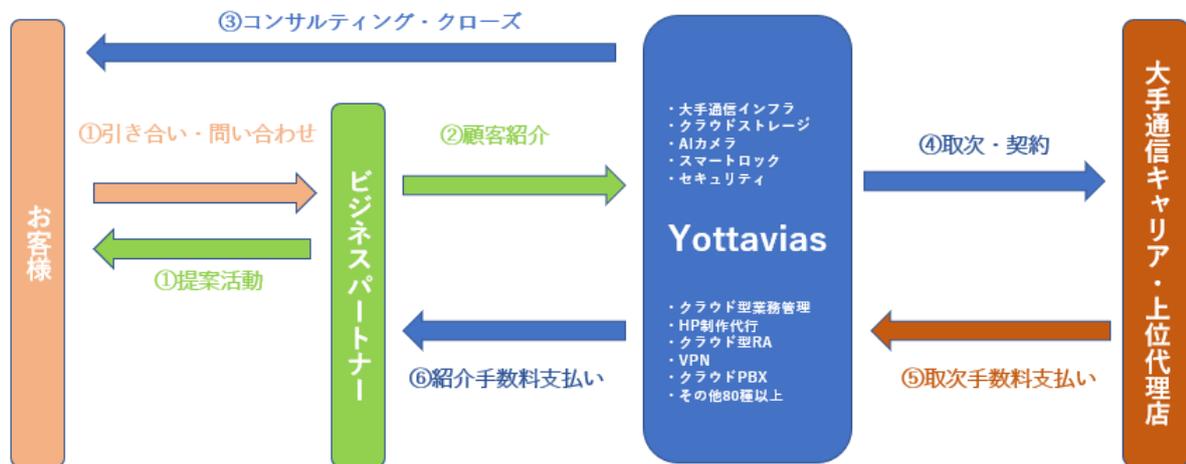
当社が行う事業はビジネスパートナー制度を主軸とし、メインの法人顧客に対して、それぞれの環境に応じた光回線インフラやwi-fi機器、セキュリティ機器、セキュリティソフト、クラウド管理サービスなどを総合的に企画提案し、取次・販売を行う、ITコンサルティング事業になります。具体的には大手通信キャリアの光回線の取次代理店業を基盤とし、HP制作、セキュリティソフト、通信機器・サービスの取次・卸販売までを行い、近年ではテレワーク向けリモートコントロールや遠隔での就業管理まで行えるIT資産管理ツール、無人店舗運営向けDX関連サービス、AIを活用したカメラやチャットロボットサービスの販売を進めております。

スイスの国際経営開発研究所(IMD)の発表によると2022年の世界デジタル競争力ランキングで日本は29位と過去最低の順位となっており、当社のミッションである「日本のデジタル競争力を高めIT先進国にする」を実現することで日本経済の活性化につながると考えております。

当社は「ITコンサルティング事業」の単一セグメントであります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

#### 【事業の系統図】



全国に提携をしているビジネスパートナーへ当社取扱サービスを展開し、顧客紹介にて当社で営業活動を行うことで高品質かつ高い成約率を維持しております。

主な提供サービス・商材は大手通信キャリアの光回線、wi-fiサービス、ネットワークやセキュリティの機器、セキュリティソフト、AIカメラ、クラウドストレージ、IT資産管理ツール、HP制作等となっております。

直近では無人店舗などのリテールテック市場の成長が著しく、当社としてもAIカメラや入退室管理のスマートロック、予約や決済まで連結するアプリまでトレンド市場のコンサルティングに早期対応しております。

また電子帳簿保存法の改定やインボイス制度の開始ということもあり、データ保存のクラウドストレージやクラウド会計など様々なカスタマイズ可能なサービスの取扱いから、BCP対策による光回線とは別のバックアップ回線などの取扱いまでを積極的に行っております。

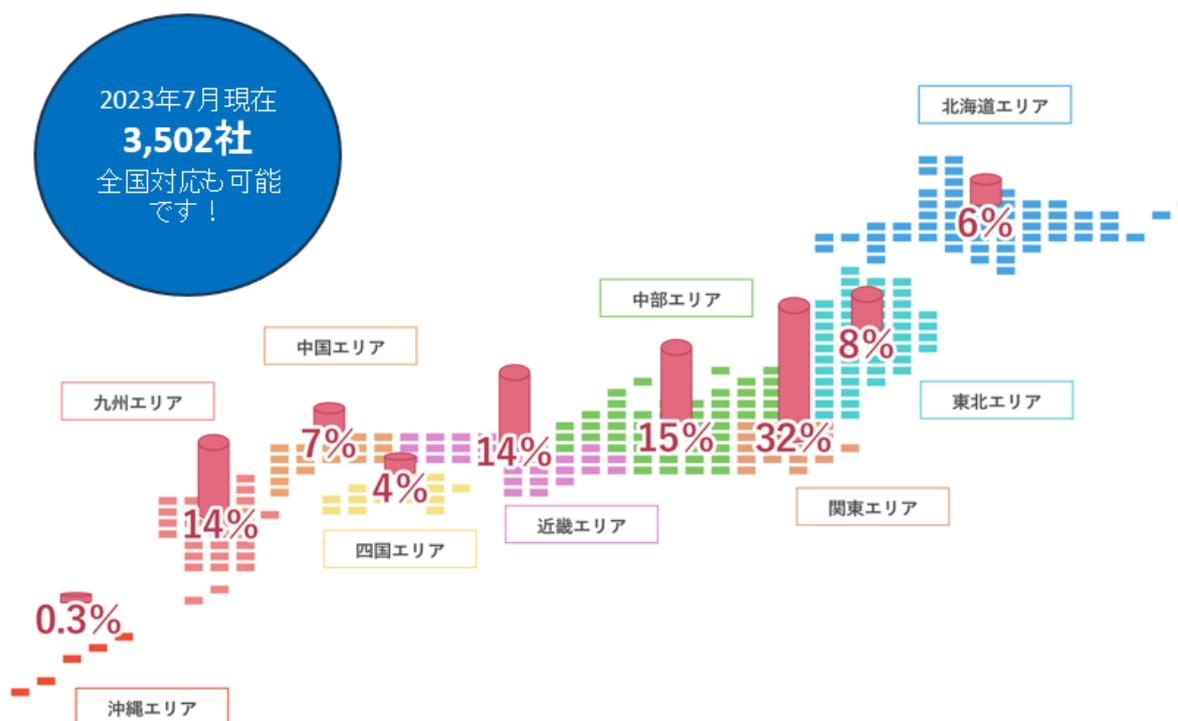
近年、情報化社会により企業サービスの多角化から既存の営業方法では提案が通らないことが多発しております。

## 現状



IT商材は常に進化し多種多様なサービスが出回っており、ビジネスパートナーも顧客が何を選べば現状ベストなのかもわからない状態になっており、当社が「ITの目利きや」としてベストな提案をし、高い成約率を生み出すことが可能となっております。

## 全国のビジネスパートナー数と分布図



また近年急増するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティに関する有資格者によるセキュリティ診断を行い、企業の守るべき重要資産と想定すべき脅威を見える化し最適かつ最新のソリューションを提供することでセキュリティ対策を行っております。



#### 最先端のセキュリティ対策

様々なデバイスや環境に対応する最新のセキュリティソリューションを用意いたします。



#### 課題を確認し必要なツールを整備

セキュリティの課題を可視化、必要なツールをご提案。安全にICTを運用できるようにシステム投資の効果を最大にするサポートを行います。



#### セキュリティのノウハウをご提供

弊社の経験値やリアルタイムなユーザー事例を持って、迅速な情報提供をお客様にご提供いたします。

現在インターネットが普及し情報社会となっており、デジタルマーケティングを活用し企業課題について総合的にマーケティング支援を行っております。

AIとの組み合わせにより膨大な顧客データを瞬時に分析し、予測を立てることができるようになり顧客ごとに成約率の高いサービス・購買確率の高いサービスなどを抽出することも可能となります。



#### ウェブマーケティング

インターネットの普及により、ECサイトやネットショッピングが一般的になり、Webマーケティング手法も急増拡大。パソコン・スマホが普及し、誰もがインターネットを通じて情報を手にすることができる現代において、最適なプロモーションを当社では実施していきます。

広告運用／リスティング広告／SNS広告／ディスプレイ広告／SEO／MEO



#### コンテンツマーケティング

顧客接点が多様化している時代、消費者は多くの手段を用い情報収集を行っています。企業コンテンツを作る事で、企業価値並びに新規アクセスも増加しSEO対策にもつながるコンテンツマーケティング支援を行います。

オウンドメディア制作／SNS運用代行



#### リテンションマーケティング

LTV最大化のためには新規顧客をいかに既存顧客へと変化させるのが重要です。平均的に新規顧客を獲得するには、既存の顧客を維持するコストの5倍かかります。顧客ファン化のため、お客様の要望を理解し分析、実行していきます。

CRMメール／アプリ開発／動画制作

#### 4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金 (千円)	主な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社Daiko Communications (注1)	東京都板橋区	61,600	電気通信工事	18.0 [6.0]	役員の兼任 1名 営業取引に関する該当事項はありません。

(注) 1. 議決権の被所有割合の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2023年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11 [7]	26.7	3.06	4,951

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。臨時雇用者数は年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 当社はITコンサルティングの単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

第10期事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が長期化する中、経済活動の正常化に向けた動きが各国でみられ、移動や外出の制限が緩和される等、防疫と経済活動の両立が進み、復調が見られました。一方で従来型から変異株への置き換わりなどによる再拡大や世界的な半導体不足、ロシアのウクライナ侵略の影響による資源・エネルギー価格の高騰など依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、当社におきましては、お客様、取引先様及び従業員の新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、主軸であるパートナー営業部による法人顧客においてテレワーク用の中小企業向けITコンサルティングによる通信インフラを始め、リモートデスクトップサービス、データバックアップや共有のストレージサービスなどを展開し、近年急増するサイバー攻撃のランサムウェアやマルウェアへの対策サービスの需要が高まっていることからセキュリティソフトなど、積極的に新サービスのリリースを行い販売しておりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は860,670千円（前年同期比12.8%増）、営業利益は37,839千円（同10.8%減）、経常利益は39,958千円（同6.9%減）となり、当期純利益は25,092千円（同13.8%減）となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

第11期中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、社会経済活動は徐々に回復しておりますが、ウクライナ情勢の長期化による原材料及びエネルギー価格の高騰による物価高、急激な為替変動等の影響もあり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、当社におきましては、お客様、取引先及び従業員の新型コロナウイルス感染防止に引続き配慮しつつ、主軸であるパートナー営業部による法人顧客において中小企業向けITコンサルティングによるインフラ構築を始め、リモートデスクトップサービス、データバックアップやデータ共有のストレージサービスなどを展開し、近年急増するサイバー攻撃のランサムウェアやマルウェアへの対策サービスの需要が高まっていることからセキュリティソフトなどを積極的に新サービスとしてリリースし販売を行ってまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は519,220千円、営業利益は45,688千円、経常利益は45,241千円、中間純利益は29,592千円となりました。

当社は単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。また、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期間との比較分析は行っておりません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は275,913千円（前期末比31,422千円増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は608千円となりました。これは主に税引前当期純利益による36,794千円の計上があったものの、未払金の減少10,208千円、売上債権の増加20,912千円等による資金の減少があったことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は57,291千円となりました。これは主に貸付の回収による収入50,000千円等によるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は26,478千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出96,478千円、長期借入れによる収入70,000千円によるものです。

第11期中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は308,136千円（前期末比32,223千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は51,545千円となりました。これは主に税引前中間純利益45,241千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、獲得した資金は26,641千円となりました。これは主に貸付金の回収による収入27,024千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は45,964千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出55,964千円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

第10期事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、ITコンサルティング事業のみを記載しております。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITコンサルティング事業	860,670	112.8
合計	860,670	112.8

(注) . 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ハローコミュニケーションズ	479,125	62.8	605,164	70.3
株式会社USEN NETWORKS	183,575	24.1	167,789	19.5

(注). 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第11期中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

なお、当社は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、ITコンサルティング事業のみを記載しております。また、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期間との比較は行っておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITコンサルティング事業	519,220	-
合計	519,220	-

(注) . 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ハローコミュニケーションズ	401,924	77.4
株式会社USEN NETWORKS	75,451	14.5

(注). 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。  
文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針の遂行

当社は以下の経営理念に基づいて、中長期に成長できる企業になるために、既存事業を継続して発展、拡大させるとともに、新しい事業の立ち上げ及び多様化にスピード感を持って進めていくことによって、収益基盤を強化する必要があると認識しております。今後本格的に到来するDX、AI時代を見据え、人材の育成とサービス革新に取り組むとともに、企業の社会的責任を果たすことで、企業価値の向上に努めてまいります。



#### (2) 当社の強みとなる販売モデル

全国各地に提携しているビジネスパートナー網を活用し必要とされるサービス提供をするべく、マーケット網を拡大しております。マーケットより吸い上げた課題を見出し、ビジネスパートナーと戦略を立て今後の展開立案を行います。当社の販売モデルに目を付けた他社の追隨の動きも非常に早くなってきております。更なるスピード感を持って継続的なマーケット確保に努めて参ります。

#### (3) 全ビジネスパートナーにて提案出来る商材の種類、クロスセル戦略の徹底

IT業界の進化は非常に早いため、いち早く環境変化への対応、そして必要とされているサービス構築を行わなければなりません。そのため社員により提案ができる・できないでビジネスチャンスを逃すことへの損失が考えられます。当社の場合、すべての社員がビジネスパートナーへの商材提案ができ、すべての顧客にサービスのクロージングが出来るように教育しているため、提案漏れや獲得漏れによる損失は発生しないようにしております。

またビジネスパートナー向けの商材セミナーを定期的に行っており、自社の社員以外でもビジネスチャンスを逃さず提案できるスキームを構築しております。

ビジネスパートナーの声をしっかりヒアリングし社内共有すること、また、サービスの取入れから提供までをいかに速やかに行えるかを重要視しており、ビジネスパートナーへ貢献出来るように取り組んで参ります。

#### (4) 内部管理体制の強化

当社が、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図って参ります。

#### (5) 人材確保

すべての部門に、中途採用はもとより即戦力となる人材を積極的に確保致します。ビジネスパートナー、顧客をリードできる人材の確保が重要と考えており、今後はさらに持続的な当社の成長を支える人材の育成を推し進め、社員研修等の環境整備の強化に努めて参ります。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 特定企業への依存について

当社の売上高は、株式会社ハローコミュニケーションズ及び株式会社USEN NETWORKSによる大手通信キャリアの通信回線・AIやDX関連サービスの販売代理店事業によるものになり、売上高の約8割が上記2社によるものとなっております。当社はこれら会社と良好な関係を築いておりますが、予期せぬ販売方針の変更や当社の原因による重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 新型コロナウイルス感染症の発生、蔓延に係るリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、各国において入国制限や活動自粛要請等の拡大防止策が講じられ、国内外の経済活動が縮小し、現在は規制緩和など経済活動が正常化に向かっていますが、変異株などによる感染の再拡大により、当社における販売状況に影響を及ぼす可能性があります。このような感染症の蔓延、そして長期化は、今後においても全事業における需要減退リスクともなり得ます。長期的に見てこの感染拡大が続く限り、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 半導体不足について

自動車販売の急回復や在宅勤務によるパソコン、おうち時間需要による大型テレビの販売拡大等を背景とした半導体需要の増加に対して、供給が追いつかず半導体が不足する事態が生じております。当社の販売サービスのITインフラに紐づくルータ機器や、セキュリティ機器、OA機器など仕入先で調達できないリスクがあり、納期遅延する可能性があります。また、半導体の調達価格が高騰するリスクがあり、販売管理費の増加等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 資本業務提携、M&Aに関するリスクについて

当社は、新たな資本業務提携やM&Aを事業の早期拡大の有効な手段の一つと考えております。現状では予定はございませんが、実施に際しては、対象企業や事業の財務・法務・ビジネス等について綿密なデューデリジェンスを行い、十分に投資対効果やリスクの把握に努めていきます。事業環境の変化等で計画どおりに事業が進まない場合や、デューデリジェンスで認識していない問題等が発覚した場合、のれんの減損損失や評価損が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 訴訟等について

当社が事業活動を行うに当たっては、偶発的に発生する訴訟や訴訟に至らない請求等を受ける可能性があります。当社は、役員及び従業員に対しコンプライアンス意識の醸成のために定期的に啓蒙活動を行うと同時に、訴訟等の当事者となる可能性のある案件の発生を適切なモニタリングにより未然に防げるよう努めてまいりますが、このような訴訟等が発生し、予期せぬ結果となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 法的規制等について

当社の事業活動上、電気通信事業法・個人情報保護法・特定商取引に関する法律等の各種法令等の規制を受けております。当社は、法令遵守に関連する研修を継続し、各種法令の遵守の徹底に努めてまいりますが、各種法令等に違反する行為を行った場合に、行政機関からの処分や指導、取引先等からの損害賠償請求や代理店契約の解除がなされ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 人材確保及び育成に伴うリスク

当社の更なる販売活動強化及び事業拡大を図るため、人材採用活動の強化に加え、社員研修を実施する等人的資源の活性化に注力する方針であります。また教育体制を強化し通報・相談窓口を設け、退職の防止に努めております。しかしながら、上記方針に基づく採用計画や人材育成が計画どおり進まない場合、また予測を超えて退職者が増加した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 大株主について

株式会社 Daiko Communications (以下、「同社」という。)は、当事業年度末現在、当社議決権の 18.00%を所有する大株主であります。当社は同社と株式会社光通信の合弁会社として設立されましたが、当社議決権の 3.00%を所有している当社取締役の飯島正博が同社の代表取締役社長であり、同社は当社のその他の関係会社に該当していません。

当社は、同社との間に事業上の競合関係はなく、公表日現在、取引関係はありません。今後も取引は実施しない方針です。当社の経営判断については、同社の承認を必要とする事項はなく、当社が独自に検討した上で決定し、独立性は確保していると認識しております。

同社においても、議決権行使にあたって株主共同の利益を追求する方針を有しております。なお、公表日現在、同社との関係については、今後は市場等での売却を通じて同社および緊密者の持分比率の低減を段階的に図り、外形的な独立性の確保にも努めていく方針です。また、飯島正博は近い将来において当社取締役を退任する方針です。さらに、当社監査役の長谷川一正については同社の執行役員であります。当社が検討している監査等委員会設置会社への移行の時期に当社役員の退任を検討する方針です。

しかしながら、将来において、同社との関係性の方針に大きな変化が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 特定人材への依存について

当社の代表取締役である高岡悦幸は、当社の最高経営責任者として経営方針や経営戦略の決定に深く関与しており、事業上重要な役割を担っております。当社では、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備を図っておりますが、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 支援への依存について

当社の重要取引先となり売上高でも最上位にあたる株式会社ハローコミュニケーションズによる基本の販売手数料とは別に一定の条件を達成したことによって得られる評価的インセンティブの比重が高まっております。当社は株式会社ハローコミュニケーションズと良好な関係を築いておりますが、予期せぬ販売方針の変更や当社の原因による重大な不具合の発生等により、良好な関係を毀損する事態となった場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

(a) 及び (b) に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判

所の認可を得ているものであることを証する書面

- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
  - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
  - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提

携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損  
第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延  
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等  
次のa又はbに該当する場合
  - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
  - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等  
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託  
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限  
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化  
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い  
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限  
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
  - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
  - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
  - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

## 5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	契約名称	契約内容	契約期間
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社ハロー コミュニケーションズ	取次店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
株式会社 Yottavias (当社)	株式会社USEN NETWORKS	代理店契約	通信商材等代理店としての 販売・加入取次	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(注) 契約期間は、更新後の契約期間であり、更新期間は原則1年(自動更新)であります。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

第10期事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

#### (流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は392,303千円(前期末比19,490千円減)となりました。これは主に販売取次数の増加によって売掛金が20,913千円増加したものの、役員に対する短期貸付金が50,000千円減少等によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は54,994千円(同11,664千円増)となりました。これは主に本社移転による建物13,042千円の増加によるものです。

#### (流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は164,638千円(同31,711千円減)となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金17,368千円の減少及び未払法人税等9,599千円の減少等によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度末における固定負債合計は117,145千円(同1,239千円減)となりました。これは主に資産除去債務7,871千円の増加がありましたが、長期借入金9,110千円の減少によるものです。

#### (純資産)

当事業年度末における純資産合計は165,515千円(同25,125千円増)となりました。これは主に当期純利益の計上による繰越利益剰余金25,092千円の増加によるものです。

第11期中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

（流動資産）

当中間会計期間期末における流動資産は、407,319千円（前期末比15,015千円増）となりました。これは主に現金及び預金32,223千円、売掛金9,489千円増加によるものです。

（固定資産）

当中間会計期間期末における固定資産は、54,342千円（前期末比652千円減）となりました。これは主に、減価償却費の計上による建物（純額）746千円の減少によるものです。

（流動負債）

当中間会計期間期末における流動負債は、178,254千円（前期末比13,616千円増）となりました。これは主に、販売促進引当金3,204千円増加等によるものです。

（固定負債）

当中間会計期間期末における固定負債合計は、88,300千円（前期末比28,845千円減）となりました。これは主に、長期借入金の返済による28,848千円減少等によるものです。

（純資産）

当中間会計期間期末における純資産につきましては195,107千円（前期末比29,592千円増）となりました。中間純利益の計上による利益剰余金29,592千円の増加によるものです。

（3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（5）キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（6）運転資本

上場予定日（2023年12月13日）から12ヶ月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

## 第4 【設備の状況】

当社はITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当事業年度は本社移転に伴い内装設備を中心に9,118千円の設備投資を行う一方で、旧本社設備の除却等があり、固定資産除却損3,137千円を計上しました。

第11期中間会計期間(自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)

該当事項はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2023年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
		建物 (千円)	合計	
本社 (東京都千代田区)	本社ビル 内装工事	14,909	14,909	9 [7]

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を [ ] 外数で記載しております。

3. 上記の他、賃借している設備の内容は、下記の通りであります。

事業所名	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社	本社ビル	30,066

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年1月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年11月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	-	-

注. 当社は、2023年8月31日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年8月31日 (注1)	399,600	400,000	-	20,000	-	-

注. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

#### (6) 【所有者別状況】

2023年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	5	-	-	13	18	-
所有株式数	-	-	-	309,000	-	-	91,000	400,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	77.25	-	-	22.75	100	-

注. 当社は、2023年8月31日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

#### (7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式等の種類】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施すること、また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は期末配当については株主総会であります。当社は、「取締役会の決議により、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性5名、女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	高岡 悦幸	1985年7月13日	2011年3月 2013年10月 2017年2月	株式会社 Daiko Communications入社  当社代表取締役(現任)  株式会社 Daiko Communications取締役	(注)3	(注)5	255,000 (注)6
取締役	-	岡村 和浩	1984年10月29日	2009年4月 2015年1月 2022年5月	株式会社光通信入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注)3	(注)5	-
取締役	-	飯島 正博	1972年10月3日	1991年2月 1994年4月 2002年11月 2021年4月 2021年5月	株式会社 Daiko Communications入社  株式会社 Daiko Communications取締役 株式会社HOUSEI 代表取締役 (現任) 当社社外取締役(現任) 株式会社 Daiko Communications代表取締役 (現任)	(注)3	(注)5	12,000
監査役	-	長谷川 一正	1972年8月18日	1993年4月 1994年5月 1995年4月 1996年4月 1997年3月 2006年4月 2008年2月 2013年9月 2019年5月 2021年4月	株式会社マルタカ入社 株式会社エルコム入社 大樹貿易ホールディングス株式会社入社 アサヒコーポレーション株式会社入社 ジーアンドエスエンジニアリング株式会社入社 株式会社メルテス入社 株式会社EARTH設立 代表取締役 (現任) 株式会社 Daiko Communications入社 株式会社 Daiko Communications執行役員 就任(現任) 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	1,000
監査役	-	栢原 和男	1975年11月28日	2010年4月 2012年2月 2016年1月 2022年1月 2022年1月	栢原語六法律事務所 入所 栢原語六法律事務所 代表 弁護士就任(現任) アスクプロ株式会社 社外監 査役(現任) 株式会社サンキンソー社外監 査役(現任) 当社社外監査役(現任)	(注)4	(注)5	-
計								268,000

(注) 1. 取締役 飯島 正博は、社外取締役であります。

2. 監査役 長谷川 一正、栢原 和男は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2023年8月開催の臨時株主総会の時から2024年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2023年8月開催の臨時株主総会の時から2026年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

ります。

5. 2023年1月期における役員報酬の総額は、32,175千円を支給しております。

6. 代表取締役高岡悦幸の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社よりみちが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念に基づきすべてのステークホルダーに支持される企業として共存共栄を図りながら、企業としての社会的責任を自覚し持続的な成長と企業価値を高めていくことの実現をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。このためにも、コンプライアンスを重視し、内部統制の整備、経営の透明性と健全性、適法性を確保しつつ業務執行体制の確立を図っております。

#### ②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

##### 1) 取締役会

当社の取締役会は3名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。監査役出席の下、法令又は定款に定めるもののほか、経営の最高意思決定機関、経営の妥当性、業務執行状況の監督、その他法令で定められた事項及び重要事項の決定を行っております。当社では定時取締役会を月1回開催し、月次業務報告、その他の業務上の報告を行い、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

##### 2) 監査役

当社の監査役は2名(うち社外監査役2名)であります。原則として毎月1回監査役協議会を開催しております。監査役協議会は、監査の基本方針等を決定するとともに、各監査役が実施した日常監査の結果を相互に報告し、監査役間での意見の交換等を行っております。また、監査役規程に基づき、法令・定款に従い監査役の監査方針を定めております。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、適宜必要な意見を述べております。さらに、内部監査担当及び会計監査人との連携により、必要な情報の共有化を図っております。

##### 3) 内部監査

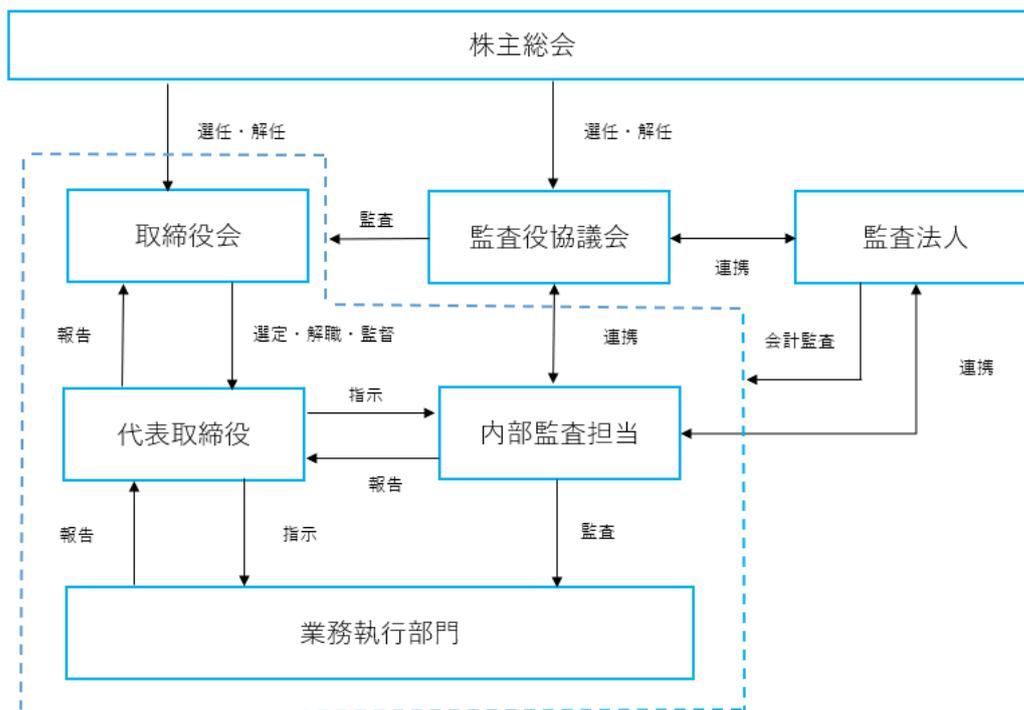
当社の内部監査は、専門部門として、内部監査室を設置しておらず、代表取締役の命により内部監査担当者2名が担当いたします。内部監査担当者は翌期の内部監査計画を事業年度末までに作成し、その計画に基づき、業務が会社の定める社内規程又はマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及び法令等が遵守されているか等について、全ての部・課を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度代表取締役に報告されております。監査を実施するにあたっては監査役と情報交換を随時行い、連携しながら効果的・効率的な内部統制機能の充実に努めております。

##### 4) 会計監査

当社はOAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年1月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、橋本公成氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士8名その他3名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

##### 5) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づき、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の飯島正博は当社の株式12,000株を所有しており、その他の関係会社である株式会社 DaikoCommunicationsの代表取締役であります。

会社経営豊富な見識と実績を有し、これらを活かし社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たせると判断し選任しております。

社外監査役の長谷川一正は当社の株式1,000株を所有しております。

当社設立時より経理、労務及び法務に関してアドバイスいただいております。長年培った総務・経理業務の経験を持ち、社外監査役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。当社と同氏の間には人的関係はありません。

社外監査役の栢原和男は当社の株式を保有していません。

長年にわたる弁護士としての経験を有することから、専門知識と企業法務に関する知識を持ち、社外監査役として当社取締役の職務執行の適法性監査並びに内部統制システムの改善に社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し選任しております。当社と同氏の間には人的関係、資本的関係はありません。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制を構築するとともに、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や各業務に係る規程やマニュアル等を整備し、その適切な運用を行っています。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を 除く)	29,175	29,175	-	-	2
監査役 (社外監査役を 除く)	-	-	-	-	-
社外役員	3,000	3,000	-	-	3

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、当社の支配株主である株式会社よりみちとの取引条件等について他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定することとしており、本指針に従い履行しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上、10名内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、取締役会の決議によって、年1回中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	8,640	-
計	8,640	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模、業務の特性等を勘案し、適切な監査に必要となる監査体制及び監査時間を監査法人と協議した上で、監査役による同意を得て公正妥当な監査報酬を決定することとしております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）の財務諸表について、OAG監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年2月1日から2023年7月31日まで）の中間財務諸表について、OAG監査法人による中間監査を受けております。

### 3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

## 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	261,191	275,913
売掛金	62,069	82,982
前払費用	1,418	2,912
役員に対する短期貸付金	80,000	30,000
その他	7,114	495
流動資産合計	411,793	392,303
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,614	15,656
工具、器具及び備品（純額）	909	-
有形固定資産合計	※1 3,523	※1 15,656
無形固定資産		
ソフトウェア	2,170	1,592
無形固定資産合計	2,170	1,592
投資その他の資産		
投資有価証券	167	-
出資金	30	30
敷金及び保証金	30,066	32,390
繰延税金資産	7,372	5,325
投資その他の資産合計	37,636	37,745
固定資産合計	43,330	54,994
資産合計	455,124	447,298

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,119	46,719
1年内返済予定の長期借入金	85,808	68,440
未払金	25,044	14,835
未払費用	7,470	18,128
未払法人税等	9,756	157
未払消費税等	6,800	1,450
預り金	630	1,139
賞与引当金	2,130	1,870
販売促進引当金	16,333	11,642
その他	255	255
流動負債合計	196,349	164,638
固定負債		
長期借入金	118,384	109,274
資産除去債務	—	7,871
固定負債合計	118,384	117,145
負債合計	314,733	281,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	120,422	145,515
利益剰余金合計	120,422	145,515
株主資本合計	140,422	165,515
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△32	—
評価・換算差額等合計	△32	—
純資産合計	140,390	165,515
負債純資産合計	455,124	447,298

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2023年7月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	308,136
売掛金	92,471
前払費用	2,836
その他	3,875
流動資産合計	407,319
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	14,909
有形固定資産合計	※1 14,909
無形固定資産	
ソフトウェア	1,303
無形固定資産合計	1,303
投資その他の資産	
出資金	30
敷金及び保証金	32,773
繰延税金資産	5,325
投資その他の資産合計	38,129
固定資産合計	54,342
資産合計	461,661

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2023年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	63,256
1年内返済予定の長期借入金	51,324
未払金	8,268
未払費用	14,892
未払法人税等	15,648
未払消費税等	※2 6,649
預り金	1,065
賞与引当金	2,046
販売促進引当金	14,847
その他	255
流動負債合計	178,254
固定負債	
長期借入金	80,426
資産除去債務	7,874
固定負債合計	88,300
負債合計	266,554
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	175,107
利益剰余金合計	175,107
株主資本合計	195,107
純資産合計	195,107
負債純資産合計	461,661

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
売上高	762,787	※1 860,670
売上原価	511,913	608,433
売上総利益	250,874	252,237
販売費及び一般管理費	※2 208,453	※2 214,397
営業利益	42,421	37,839
営業外収益		
受取利息	130	1,050
受取配当金	0	0
助成金収入	2,880	2,500
その他	756	82
営業外収益合計	3,768	3,633
営業外費用		
支払利息	1,082	1,283
その他	2,199	231
営業外費用合計	3,282	1,514
経常利益	42,906	39,958
特別損失		
投資有価証券売却損	—	26
固定資産除却損	—	※3 3,137
特別損失合計	—	3,163
税引前当期純利益	42,906	36,794
法人税、住民税及び事業税	19,386	9,655
法人税等調整額	△5,584	2,046
法人税等合計	13,802	11,702
当期純利益	29,104	25,092

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費	(注)	511,913	100%	608,433	100%
売上原価		511,913	100%	608,433	100%

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
支払手数料(千円)	402,001	472,809
販売促進費(千円)	107,227	82,516

## 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
売上高	519,220
売上原価	346,124
売上総利益	173,096
販売費及び一般管理費	127,407
営業利益	45,688
営業外収益	
受取利息	61
受取配当金	0
その他	1
営業外収益合計	64
営業外費用	
支払利息	511
営業外費用合計	511
経常利益	45,241
税引前中間純利益	45,241
法人税等	※1 15,648
中間純利益	29,592

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,000	91,318	91,318	111,318
当期変動額				
当期純利益		29,104	29,104	29,104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		29,104	29,104	29,104
当期末残高	20,000	120,422	120,422	140,422

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	111,318
当期変動額			
当期純利益			29,104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△32	△32	△32
当期変動額合計	△32	△32	29,072
当期末残高	△32	△32	140,390

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本合計
	資本金	利益剰余金		
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	20,000	120,422	120,422	140,422
当期変動額				
当期純利益		25,092	25,092	25,092
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計		25,092	25,092	25,092
当期末残高	20,000	145,515	145,515	165,515

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△32	△32	140,390
当期変動額			
当期純利益			25,092
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32	32	32
当期変動額合計	32	32	25,124
当期末残高	-	-	165,515

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金		株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	20,000	145,515	145,515	165,515
当中間期変動額				
中間純利益		29,592	29,592	29,592
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計		29,592	29,592	29,592
当中間期末残高	20,000	175,107	175,107	195,107

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	165,515
当中間期変動額			
中間純利益			29,592
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計			29,592
当中間期末残高	-	-	195,107

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	42,906	36,794
減価償却費	1,503	2,297
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△950	△260
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	16,333	△4,691
受取利息及び受取配当金	△131	△1,051
支払利息	1,082	1,283
助成金収入	△2,880	△2,500
固定資産除却損	—	3,137
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	26
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,338	△20,912
未収入金の増減額 (△は増加)	4,023	6
未払金の増減額 (△は減少)	2,906	△10,208
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,046	4,599
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,205	△5,349
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,066	3,452
その他の負債の増減額 (△は減少)	△1,129	11,166
小計	65,511	17,790
利息及び配当金の受取額	131	1,051
利息の支払額	△1,082	△1,283
法人税等の支払額	△19,356	△19,449
助成金の受取額	2,880	2,500
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,083	608
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△9,118
投資有価証券の取得による支出	△200	△400
投資有価証券の売却による収入	—	573
定期預金の預入による支出	△12,400	△2,400
定期預金の払戻による収入	—	19,100
貸付けによる支出	△80,000	—
貸付金の回収による収入	—	50,000
敷金及び保証金の差入による支出	△30,066	△463
投資活動によるキャッシュ・フロー	△122,666	57,291
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△13,044	—
長期借入れによる収入	120,000	70,000
長期借入金の返済による支出	△80,608	△96,478
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,348	△26,478
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△48,234	31,422
現金及び現金同等物の期首残高	292,725	244,491
現金及び現金同等物の期末残高	※1 244,491	※1 275,913

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年2月1日	
至 2023年7月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前中間純利益	45,241
減価償却費	1,035
賞与引当金の増減額 (△は減少)	176
販売促進引当金の増減額 (△は減少)	3,204
受取利息及び受取配当金	△62
支払利息	511
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,489
未収入金の増減額 (△は増加)	200
未払金の増減額 (△は減少)	△6,567
仕入債務の増減額 (△は減少)	16,537
未払消費税等の増減額 (△は減少)	5,199
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,503
その他の負債の増減額 (△は減少)	△292
その他	△2
小計	52,194
利息及び配当金の受取額	19
利息の支払額	△511
法人税等の支払額	△157
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,545
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
貸付金の回収による収入	27,024
敷金及び保証金の差入による支出	△383
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,641
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	10,000
長期借入金の返済による支出	△55,964
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,964
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	32,223
現金及び現金同等物の期首残高	275,913
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 308,136

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	5年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### (3) 販売促進引当金

大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として将来発生見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

取次による収益は、主に大手通信キャリアが提供するサービスの取次による手数料であり、その取次に関する履行義務は大手通信キャリアがその便益を享受した時点で充足すると判断し、収益を計上しております。具体的には当社の上位代理店から受領する取次業務の成約明細の通知に基づき売上を計上しております。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

### 5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

販売促進引当金の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
販売促進引当金	16,333	11,642

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、販売促進引当金を計上しております。

この販売促進引当金の算定にあたっては、過去においてインセンティブに基づき発生した販売促進費の実績額から将来発生する金額を見積っており、インセンティブに基づき将来発生すると見込まれる費用は過去の実績と同程度という仮定に基づいております。

ユーザーに対する将来のインセンティブの条件が大幅に変動した場合には、翌事業年度の財務諸表において、引当金の増加又は戻入の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組み替えを行っておりません。収益認識に関する会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る収益認識に関する注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第1号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

また「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,475千円	1,327千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「【注記事項】(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
役員報酬	22,600千円	32,175千円
給料手当	81,782千円	65,171千円
外注費	25,008千円	19,296千円
地代家賃	13,928千円	24,628千円
通信費	7,707千円	5,176千円
減価償却費	1,503千円	2,297千円
賞与引当金繰入額	4,440千円	4,870千円
おおよその割合		
販売費	60.9%	59.4%
一般管理費	39.1%	40.6%

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
建物	—	2,560千円
工具、器具及び備品	—	576千円
計	—	3,137千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式(注)	400	399,600	-	400,000
合計	400	399,600	-	400,000

(注)1 当社は、2022年8月31日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

2 普通株式の増加399,600株は株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金	261,191千円	275,913千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△16,700千円	-
現金及び現金同等物	244,491千円	275,913千円

2. 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
重要な資産除去債務の計上額	-	7,865千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金はその全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、その返済日は最長で決算日後5年であります。

なお、長期借入金のうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を経営管理部が定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金については、市場金利の動向を継続的に把握することにより、金利の変動リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動

性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	167	167	-
敷金及び保証金	30,066	29,643	△422
資産計	30,234	29,811	△422
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	204,192	203,127	△1,064
負債計	204,192	203,127	△1,064

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「役員に対する短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)
出資金	30

出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当事業年度（2023年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	32,390	31,096	△1,294
資産計	32,390	31,096	△1,294
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	177,714	177,302	△411
負債計	177,714	177,302	△411

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「役員に対する短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
出資金	30

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	261,191	-	-	-
売掛金	62,069	-	-	-
役員に対する短期貸付金	80,000	-	-	-
合計	403,260	-	-	-

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表に含めておりません。

当事業年度（2023年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	275,913	-	-	-
売掛金	82,982	-	-	-
役員に対する短期貸付金	30,000	-	-	-
合計	388,895	-	-	-

敷金及び保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表に含めておりません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度（2022年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	85,808	54,436	35,028	21,772	7,148	-

当事業年度（2023年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	68,440	49,532	35,776	20,652	3,314	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年1月31日）

該当事項はありません。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	31,096	-	31,096
資産計	-	31,096	-	31,096
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	177,302	-	177,302
負債計	-	177,302	-	177,302

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2022年1月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2023年1月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(2022年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年1月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
中小企業退職金共済制度への拠出額	1,922	2,184

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	882千円	6千円
減価償却超過額	-千円	188千円
一括償却資産	-千円	49千円
未払費用	103千円	93千円
賞与引当金	736千円	646千円
販売促進引当金	5,649千円	4,027千円
資産除去債務	-千円	2,722千円
繰延税金資産小計	7,372千円	7,734千円
評価性引当額	-千円	-千円
繰延税金資産合計	7,372千円	7,734千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-千円	2,409千円
繰延税金負債合計	-千円	2,409千円
繰延税金資産純額	7,372千円	5,325千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	0.0%
住民税均等割等	0.4%	0.5%
中小法人の軽減税額	△2.8%	△3.6%
その他	△0.1%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2%	31.8%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は0.074%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
期首残高	-千円	-千円
有形固定資産の取得による増加額	-千円	7,865千円
時の経過による調整額	-千円	5千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円	-千円
期末残高	-千円	7,871千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

	売上高
通信サービス取次	847,687千円
ソフトウェア等	12,983千円
顧客との契約から生じる収益	860,670千円
外部顧客への売上高	860,670千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報

収益を理解するための基礎となる情報「【注記事項】(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(2) 重要な支払い条件に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、一定の条件を達成することによって得られる評価的インセンティブであります。

(3) 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に評価的インセンティブ等の変動対価が含まれている場合には、取引の対価の変動部分の額を合理的に見積り著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を売上高に調整しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

	当事業年度 2023年1月31日
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	62,069 千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	82,982 千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	479,125
株式会社USEN NETWORKS	183,575

当事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	605,164
株式会社USEN NETWORKS	167,789

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円)	
役員及び主要株主	高岡 悦幸	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接72.50	被債務 保証	当社の借入に対する債務保証(注2)	77,728	-	-	
							金銭の貸付	金銭の貸付	80,000	短期貸付金	80,000
								利息の受取(注3)	128	未収入金	128
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 EARTH (注4)	東京都 渋谷区	10,000	Web制作	-	サービスの取次役員の兼任	サービスの取次(注5)	17,100	-	-	

(注) 1. 取引金額に消費税は含まれておりません。

2. 当社の借入金に対して代表取締役 高岡 悦幸より債務保証を受けております。なお、取引金額には保証残高を記載しており、これに伴う保証料の支払いは行っておりません。
3. 金銭の貸付にかかる利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 当社監査役 長谷川 一正が議決権の100%を直接保有している会社であります。
5. 取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
役員及び主要株主	高岡 悦幸	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接9.25 間接55.00 (注1)	被債務 保証	当社の借入に対する債務保証(注2)	49,302	-	-	
							金銭の貸付	金銭の回収	50,000	短期貸付金	30,000
								利息の受取(注3)	1,047	-	-

(注) 1. 当社代表取締役 高岡 悦幸が議決権の100%を保有する資産管理会社である株式会社よりみちを通じて間接保有している割合です。

2. 当社の借入金に対して代表取締役 高岡 悦幸より債務保証を受けております。なお、取引金額には保証残高を記載しており、これに伴う保証料の支払いは行っておりません。
3. 金銭の貸付にかかる利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり純資産額	350.98	413.79
1株当たり当期純利益金額	72.76	62.73

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。  
2. 2022年8月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び期中平均株式数を算定しております。  
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	29,104	25,092
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	29,104	25,092
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。なお2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
----	-------

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

##### (3) 販売促進引当金

大手通信キャリアが提供するサービスのユーザーに対して付与したインセンティブに基づく販売促進費の支出に備えるため、過去の実績を基礎として将来発生見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。

取次による収益は、主に大手通信キャリアが提供するサービスの取次による手数料であり、その取次に関する履行義務は大手通信キャリアがその便益を享受した時点で充足すると判断し、収益を計上しております。具体的には当社の上位代理店から受領する取次業務の成約明細の通知に基づき売上を計上しております。

ソフトウェアライセンスにおける収益は、主にセキュリティ関連のソフトウェアライセンスの提供によるものであり、この履行義務は、約束した財又はサービスを顧客に引き渡した時点で充足すると判断しております。そのため、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

#### 5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### (会計方針の変更)

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、当中間会計期間の中間財務諸表への影響はありません

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2023年7月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,074 千円

※2 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

2 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
有形固定資産	746 千円
無形固定資産	288 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	400,000	-	-	400,000
合計	400,000	-	-	400,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
現金及び預金	308,136千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	308,136千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2023年7月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	32,773	31,229	△1,544
資産計	32,773	31,229	△1,544
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	131,750	131,466	△283
負債計	131,750	131,466	△283

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	当中間会計期間 (千円)
出資金	30

出資金については、市場価格がないため、時価開示の対象としておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2023年7月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2023年7月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	31,229	-	31,229
資産計	-	31,229	-	31,229
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	131,466	-	131,466
負債計	-	131,466	-	131,466

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しており

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

### (1) 当該資産除去債務の概要

本社等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8年と見積り、割引率は0.074%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
期首残高	7,871千円
有形固定資産の取得による増加額	-千円
時の経過による調整額	2千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
中間期末残高	7,874千円

## (収益認識関係)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)

	売上高
通信サービス取次	511,431千円
ソフトウェア等	7,789千円
顧客との契約から生じる収益	519,220千円
外部顧客への売上高	519,220千円

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### (1) 契約及び履行義務に関する情報

収益を理解するための基礎となる情報「【注記事項】(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (2) 重要な支払い条件に関する情報

顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合があります。変動対価の主な内容は、一定の条件を達成することによって得られる評価的インセンティブであります。

#### (3) 取引価格の算定に関する情報

顧客との契約における対価に評価的インセンティブ等の変動対価が含まれている場合には、取引の対価の変動部分の額を合理的に見積り著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を売上高に調整しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等

	当中間会計期間 2023年7月31日
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	82,982千円
顧客との契約から生じた債権(中間期末残高)	92,471千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、ITコンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2023年2月1日 至 2023年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ハローコミュニケーションズ	401,924
株式会社USEN NETWORKS	75,451

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
1株当たり純資産額	487.77
1株当たり中間純利益金額	73.98

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。  
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2023年2月1日 至 2023年7月31日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益(千円)	29,592
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	29,592
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

## ⑤ 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末 減価償却 累計額又は 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産	建物	3,190	16,984	3,190	16,984	1,327	1,380	15,656
	工具、器具及び備品	1,809	-	1,809	-	-	338	-
	計	4,999	16,984	4,999	16,984	1,327	1,718	15,656
無形固定資産	ソフトウェア	2,890	-	-	2,890	1,297	578	1,592
	計	2,890	-	-	2,890	1,297	578	1,592

(注) 1. 建物の主な増減は本社移転による建物工事及び除却によるものです。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	85,808	68,440	0.66	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	118,384	109,274	0.80	2024年～2028年
合計	204,192	177,714	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日以降5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	49,532	35,776	20,652	3,314

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	2,130	1,870	2,130	-	1,870
販売促進引当金	16,333	11,642	16,333	-	11,642

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	-	7,871	-	7,871

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	275,913
小計	275,913
合計	275,913

② 売掛金

(a) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ハローコミュニケーションズ	53,711
株式会社USEN NETWORKS	13,125
株式会社シンク	11,019
株式会社ライト通信	2,906
株式会社ゼロプラス	345
その他	1,873
計	82,982

(b) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
62,069	936,870	915,957	82,982	91.69	28.26

③ 役員に対する短期貸付金

相手先	金額 (千円)
高岡 悦幸	30,000
計	30,000

## ④ 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
ケネディクス・オフィス投資法人	30,066
株式会社ハローコミュニケーションズ	1,900
株式会社ライト通信	338
株式会社シンク	86
計	32,390

## ⑤ 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社ライズ	7,777
株式会社アットウィル	2,253
株式会社トライアド	2,021
株式会社クラウニング	1,743
株式会社フォーティション	1,521
その他	31,404
計	46,719

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日 毎年7月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はございません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 <a href="https://yottavias.co.jp/">https://yottavias.co.jp/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3 当社の株主は、その有する未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【株式公開情報】

#### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年9月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社ユニテッドトラスト 代表取締役 高橋信也	東京都港区六本木3-7-1 THE ROPPONGI TOKYO 2110号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	12,000	24,000,000 (2,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	長谷川 一正	東京都稲城市	特別利害関係者等(当社の監査役)	1,000	2,000,000 (2,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	横山 和樹	東京都江東区	当社の取引先	1,000	2,000,000 (2,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	伊藤 邦雄	東京都国立市	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	6,000	12,000,000 (2,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年6月30日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	高岡 千春	千葉県八千代市	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等以内の血族、当社の大株主10名)	8,000	21,600,000 (2,700)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年6月30日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	リベル・クリエーション合同会社 代表 曾江健太	東京都千代田区西神田2-5-7-202	当社の取引先	1,000	2,700,000 (2,700)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年6月30日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	今井 敏春	千葉県旭市	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	4,000	10,800,000 (2,700)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年6月30日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社今井組 代表取締役 今井敏治	千葉県銚子市長塚町4-1157	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	4,000	10,800,000 (2,700)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2022年12月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	株式会社よりみち 代表取締役 高岡悦幸	東京都豊島区1-34-5	特別利害関係者等(当社の代表取締役の資産管理会社)	220,000	660,000,000 (3,000)	当社代表取締役の資産移行
2023年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	田中 勝真	東京都世田谷区	-	2,000	6,000,000 (3,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2023年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	和田 拓大	千葉県松戸市	当社の取引先	2,000	6,000,000 (3,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

2023年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	関 康宏	千葉県千葉市緑区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	4,000	12,000,000 (3,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2023年1月31日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	牧野 顕道	東京都千代田区	-	2,000	6,000,000 (3,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2023年2月28日	高岡 悦幸	東京都文京区	特別利害関係者等（当社の代表取締役、大株主上位10名）	空手 宏樹	東京都小金井市	-	2,000	6,000,000 (3,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度（上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。）の末日（2023年1月31日）から起算して2年前の日（2021年1月31日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡（上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格は、DCF方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、上記取引のうち同日以前の取引に係る「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社よりみち (注) 2.3	東京都豊島区東池袋1-34-5	220,000	55.00
株式会社Daiko Communications (注) 2.3	東京都板橋区美園2-4-2	72,000	18.00
高岡 悦幸 (注) 1.3	東京都文京区	35,000	8.75
株式会社ユナイテッドトラスト (注) 3	東京都港区六本木3-7-1 THE ROPPONGI TOKYO 2110号	12,000	3.00
飯島 正博 (注) 3.5	東京都練馬区	12,000	3.00
飯島 豊 (注) 3	東京都練馬区	12,000	3.00
高岡 千春 (注) 3.4	千葉県八千代市	8,000	2.00
伊藤 邦雄(注)3	東京都国立市	6,000	1.50
株式会社今井組 (注) 3	千葉県銚子市長塚町4-1157	4,000	1.00
今井 敏春 (注) 3	千葉県旭市	4,000	1.00
関 康宏 (注) 3	千葉県千葉市緑区	4,000	1.00
田中 克真	東京都世田谷区	2,000	0.50
牧野 顕道	東京都千代田区	2,000	0.50
和田 拓大	千葉県松戸市	2,000	0.50
空手 宏樹	東京都小金井市	2,000	0.50
横山 和樹	東京都江東区	1,000	0.25
リベル・クリエイション合同会社	東京都千代田区西神田2-5-7神田中央ビル202	1,000	0.25
長谷川 一正 (注) 6	東京都稲城市	1,000	0.25
計	—	400,000	100.00

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)  
 2. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)  
 3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
 4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役の二親等内の血族)  
 5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)  
 6. 特別利害関係者等 (当社の監査役)  
 7. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年11月6日

株式会社Yottavias  
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士



指定社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Yottaviasの2022年2月1日から2023年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Yottaviasの2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2022年1月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役としての責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月6日

株式会社Yottavias  
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

今井基喜

指定社員  
業務執行社員

公認会計士

橋本公成

## 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Yottaviasの2023年2月1日から2024年1月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2023年2月1日から2023年7月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Yottaviasの2023年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年2月1日から2023年7月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽

表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上